

1・3 国際会計基準 (IFRS)

わが国では、金融庁が平成 25(2013)年 6 月に IFRS の強制適用の判断を見送るとともに企業会計基準委員会 (ASBJ)において、IFRS の任意適用会社の積上げを図る一方策として、IFRS の一部の基準を修正する等してわが国に適した IFRS の検討を行うこととした。これを受け、ASBJ で検討の上、平成 27(2015)年 6 月に「修正国際基準」が公表された。

当協会では、平成 22(2010)年 5 月に設置した IFRS 勉強会において、海運業界にとって影響が大きい会計基準を取り上げて、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映に努めている。

IFRS に関する平成 27(2015)年度における主な動きは以下の通りである。

1・3・1 新リース会計基準

国際会計基準審議会 (IASB) は、平成 21(2009)年より検討を続けていた国際会計基準 (IFRS) の新リース会計基準について、平成 25(2013)年の再公開草案の公表後、関係者からの意見聴取を経て、平成 27(2015)年 3 月に審議を実質的に終了した。その後、IASB は平成 28(2016)年 1 月に新基準 (IFRS 第 16 号「リース」) を公表、新基準の適用日は平成 31(2019)年 1 月 1 日から (平成 30(2018)年 1 月 1 日の早期適用可) となる。新基準で想定される定期用船 (T/C) の取り扱いは以下の通りである。

IFRS	現状	オペレーティングリースとして注記する船社あり
	新基準	T/C をリース (CAPEX 相当) とサービス (OPEX 相当) に分けてリース要素のみをオンバラ処理 (但し、貸手は現状から大きな変更無し)
日本基準		サービス (=リースを含まない) 契約として処理

当協会は IASB の日本人理事や ASBJ などの関係者と適宜意見交換を行うなどして情報収集に努めた。

1・3・2 収益認識基準

当協会は、IASB が平成 23(2011)年 11 月に公表した収益認識基準を改訂するための草案について、改訂基準では、航海完了基準などわが国海運業界が適用している既存の基準が認められない可能性があることから、平成 24(2012)年 3 月に IASB に対し意見書を提出した。しかしながら、平成 26(2014)年 5 月に公表された最終基準では、草案からの大きな修正はなかった。

包括的な収益認識基準はわが国には存在しないため、ASBJ は国内での基準化に向け、平成 28(2016)年 2 月、IFRS をベースとした日本の収益認識基準の開発について意見公募を開始。5 月末を期日とし、IFRS ベースでの新基準を日本に導入した場合の影響に関し幅広く意見を募った上、公開草案を公表することとした。当協会は、財務幹事会会社を中心とした 14 社

で構成する IFRS 勉強会にて海運業界に及び得る影響について検証しつつ、意見提出について検討を進めた。

1.3.3 機能通貨

IFRS では、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨(機能通貨)を決定し、機能通貨で記帳することが求められている。主要取引通貨がドルの海運業では、ドル決算が求められる可能性があるため、当協会が ASBJ 等に働きかけを行った結果、平成 27(2015)年 6 月に公表された「修正国際基準*」では「削除または修正」の対象とはされなかったが、今後の IFRS の任意適用の進展に伴って、将来的に取扱いを見直す必要が生じる可能性がある項目とされることとなった。

*金融庁企業会計審議会が平成 25(2013)年 6 月に公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を受け、ASBJ は同年 7 月に設置した「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」において、IFRS の任意適用の積上げの一方策として、IFRS の個別基準を精査の上、必要があれば一部基準を削除または修正し採択するエンドースメントの仕組みを検討。同作業部会の検討を踏まえ、ASBJ は平成 26(2014)年 7 月、「修正国際基準(IFRS と ASBJ)による修正会計基準によって構成される会計基準」の公開草案を公表、その後平成 27(2015)年 6 月に最終基準が公表された。